

札幌医科大学医学教育分野別評価委員会規程（平成30年7月10日規程第43号）

（設置）

第1条 札幌医科大学医学部医学科における教育の質的向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、一般社団法人日本医学教育評価機構（以下「JACME」という。）が定める医学教育分野別評価基準に基づき、教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）を行うことを目的として、北海道公立大学法人札幌医科大学内部質保証推進委員会規程（令和2年規程第14号）第6条第2項の規定に基づく専門部会として、札幌医科大学医学教育分野別評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

（評価委員会の構成と所掌事項）

第2条 評価委員会は、別表に掲げる者で構成し、同表に掲げる事項を所掌するものとする。

- 2 評価委員会の構成員は、医学部長が指名し、学長が任命する。
- 3 評価委員会の構成員の任期は2年とし、再任することを妨げない。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 評価委員会の委員長は医学部長をもって充て、委員会を主催する。
- 5 評価委員会の副委員長は委員長があらかじめ指名する構成員をもって充て、委員長を補佐する。
- 6 評価委員会の委員長にやむを得ない事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（評価委員会の会議）

第3条 評価委員会の会議は、必要の都度委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 評価委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 6 委員長は、評価委員会の審議結果を学長に報告するものとする。
- 7 学長は、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

（部会等の設置）

第4条 評価委員会に、次に掲げる部会を置く。

- (1) 領域別検討部会
- (2) 情報収集・分析・管理検討部会
- (3) 教育プログラム評価検討部会
- (4) 編集部会

2 部会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

（部会の構成と所掌事項）

第5条 部会は、別表に掲げる者で構成し、同表に掲げる事項を所掌するものとする。

- 2 部会の構成員は、医学部長が指名し、学長が任命する。
- 3 部会の構成員の任期は2年とし、再任することを妨げない。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 領域別検討部会、情報収集・分析・管理検討部会、教育プログラム評価検討部会及び編集部会の部会長は、医学部長が指名する教授をもって充て、部会を主催する。
- 5 領域別検討部会の副部会長は、医学部長が指名する構成員をもって充て、部会長を補佐する。
- 6 部会の部会長にやむを得ない事故があるときは、部会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 評価委員会及び部会の庶務は、事務局経営企画課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、評価委員会及び部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年7月10日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命する第2条及び第5条の構成員の任期は、第2条第3項及び第5条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則（平成30年10月23日規程第57号）

- 1 この規程は、平成30年10月23日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命するこの規程による改正後の札幌医科大学医学教育分野別評価委員会規程第2条第5項の副委員長の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則（平成31年3月18日規程第14号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第15号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月12日規程第73号）

この規程は、令和2年11月12日から施行する。

附 則（令和7年3月24日規程第19号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条、第5条関係)

評価委員会及び部会の構成と所掌事項

名称	所掌事項	構成
医学教育分野別評価委員会	(1) 医学教育分野別評価における自己点検評価並びにJACMEによる外部評価(書面調査及び実地調査)に係る企画、立案及び実施の総括に関すること。 (2) 自己点検評価に関する意識啓発活動 (3) その他自己点検評価活動に必要な事項	次の各号に掲げる者で構成する。 (1) 委員長／医学部長 (2) 副委員長／医学部長が指名し、学長が任命する者 (3) 委員／病院長 (4) 委員／領域別検討部会、情報収集・分析・管理検討部会、教育プログラム評価検討部会及び編集部会の部会長 (5) 委員／事務局長
領域別検討部会	(1) 医学教育分野別評価基準領域の自己点検評価(現状把握、課題抽出、課題に対する改善方策と計画)の実施に関すること。	領域毎に、次の各号に掲げる者で構成する。 (1) 部会長／医学部長が指名し、学長が任命する教授 (2) 副部会長／医学部長が指名し、学長が任命する者 (3) 部会員／医学部長が指名し、学長が任命する者及び医療人育成センター長の推薦を受け医学部長が指名し、学長が任命する者
情報収集・分析・管理検討部会	(1) 医学教育プログラムにおける定期的なモニタリング(医学教育カリキュラムの効果と適切性を判断するために必要となる情報の系統的・継続的な収集及び分析を行う仕組の構築)に関すること。	次の各号に掲げる者で構成する。 (1) 部会長／統合IRセンター長 (2) 部会員／医学部長が指名し、学長が任命する者及び医療人育成センター長の推薦を受け医学部長が指名し、学長が任命する者
教育プログラム評価検討部会	(1) 医学教育プログラムの定期的な点検評価及び継続的な改善に関すること。	次の各号に掲げる者で構成する。 (1) 部会長／医学部長が指名し、学長が任命する教授 (2) 部会員／医学部長が指名し、学長が任命する者及び医療人育成センター長の推薦を受け医学部長が指名し、学長が任命する者
編集部会	(1) JACMEへ提出する自己点検評価報告書の編集に関すること。	次の各号に掲げる者で構成する。 (1) 部会長／医学部長が指名し、学長が任命する教授又は医療人育成センター長の推薦を受け医学部長が指名し、学長が任命する教授 (2) 部会員／医学部長が指名し、学長が任命する者及び医療人育成センター長の推薦を受け医学部長が指名し、学長が任命する者